

福岡県公報

令和 8 年 6 月 2 日
第 699 号

目 次

告 示 (第392号 - 第394号)

- 公金事務の委託に係る告示 (税 務 課) 1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 2
- 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課) 2
- 令和 8 年度狩猟免許試験及び狩猟免許の更新講習の実施の公告の訂正 (経営技術支援課) 3
- 令和 8 年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 (高齢者地域包括ケア推進課) 3
- 土地改良区の役員の住所の変更 (農村森林整備課) 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 4
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 6
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 6

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 7

- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 8
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) 8
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 9
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 9
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部生活保安課) 10
- 技能検定員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) 10

再 掲

- 長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の取消し (市町村行財政支援課) 12

告 示

福岡県告示第392号

地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
 - (1) 名称
福岡県自動車販売店協会
 - (2) 住所又は事務所の所在地
福岡市東区千早三丁目 9 番23号 福岡交通会館内
- 2 委託した公金の収納に関する事務に係る歳入等
福岡県税条例 (昭和25年福岡県条例第36号) 第3条第1項第8号に規定する自動車税
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和 7 年 3 月 31 日

4 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日

福岡県告示第393号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和 8 年 6 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 新旧事項 | 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名 | 売りさばき所 | 変更年月日 |
|------|-----------|--|---------------------|-------------------|
| 新事項 | 176 | 福岡市南区塩原二丁目3-1 南警察署内 福岡南交通安全協会 会長 友池 昌寛 | 福岡市南区塩原二丁目3-1 南警察署内 | 令和 8 年 4 月 1 日 |
| 旧事項 | 176 | 福岡市南区塩原二丁目3-1 南警察署内 福岡南交通安全協会 会長 眞鍋 良二 | 福岡市南区塩原二丁目3-1 南警察署内 | |

福岡県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年6月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|------------|--------------------------------------|
| 那珂 | 水城線 下臼井 | 大野城市大池二丁目37番6先から 大野城市大池二丁目37番5先まで |

公 告

公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定したので、公告する。

令和 8 年 6 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 主催者

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号 JMFビル笹塚01（8階）

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館

福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 受講申込み及び問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所

福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）

4 講習会の日程

令和 8 年 12 月 7 日（月）、12 月 8 日（火）及び 12 月 9 日（水）の 3 日間

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生 4 時間

理容所の衛生管理 14 時間

6 受講予定人数

10 名

7 受講料

20,000 円

公告

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定したので、公告する。

令和 8 年 6 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 主催者
公益財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都渋谷区笹塚二丁目1番6号 JMFビル笹塚01（8階）
- 2 講習会の会場
福岡生活衛生食品会館
福岡市博多区千代一丁目2番4号
- 3 受講申込み及び問合せ先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）
- 4 講習会の日程
令和8年12月7日（月）、12月8日（火）及び12月9日（水）の3日間
- 5 講習会の科目及び時間数
公衆衛生 4時間
美容所の衛生管理 14時間
- 6 受講予定人数
120名
- 7 受講料
20,000円

公告

令和8年度狩猟免許試験及び狩猟免許の更新講習の公告（令和8年4月10日福岡県公報第685号）において、内容に変更があったので、次のとおり訂正する。

令和8年6月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

3 狩猟免許の更新講習の期日等

| 期 日 | 会 場（所在地） | 申 請 期 間 |
|--------------------|-------------------------|----------------|
| 令和8年6月18日 （木曜日） | まいピア高田 （みやま市高田町濃施14） | 令和8年5月25日～6月4日 |

| | | |
|--------------------|--|-----------------|
| 令和8年7月2日 （木曜日） | 八女市立花公民館 （八女市立花町原島95-1） | 令和8年5月25日～6月18日 |
| 令和8年7月3日 （金曜日） | ピーポート甘木 （朝倉市甘木198-1） | 令和8年5月25日～6月19日 |
| 令和8年7月7日 （火曜日） | 北九州パレス （北九州市小倉北区井堀五丁目1-3） | 令和8年5月25日～6月25日 |
| 令和8年7月8日 （水曜日） | 福岡県八幡総合庁舎 別棟会議室 （北九州市八幡西区則松三丁目7-1） | 令和8年5月25日～6月25日 |
| 令和8年7月9日 （木曜日） | 遠賀町中央公民館 （遠賀郡遠賀町今古賀513） | 令和8年5月25日～6月25日 |
| 令和8年7月14日 （火曜日） | 福岡県福岡西総合庁舎 （福岡市中央区赤坂一丁目8-8） | 令和8年5月25日～6月30日 |
| 令和8年7月15日 （水曜日） | 飯塚コミュニティセンター （飯塚市飯塚14-67） | 令和8年5月25日～7月1日 |
| 令和8年7月17日 （金曜日） | 福岡県行橋総合庁舎 （行橋市中央一丁目2番1号） | 令和8年5月25日～7月3日 |
| 令和8年8月2日 （日曜日） | 福岡県筑後農林事務所 （筑後市和泉606-1） | 令和8年5月25日～7月17日 |

公告

令和8年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

令和8年6月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験の方法により実施する。

(2) 試験の期日、開始時間及び場所

| 期 日 | 開始時間 | 場 所 |
|---------------------------|--------------|---------------------------------|
| 令和 8 年 10 月 11 日 (日曜日) | 午前 10 時 00 分 | 北九州市八幡東区平野一丁目 6 番 1 号 九州国際大学 |
| | | 福岡市早良区西新六丁目 2 番 92 号 西南学院大学 |

(3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

| 区 分 | | 問題数 |
|--------------|---|-----|
| 介護支援分野 | 介護保険制度に関する基礎知識に関すること。 要介護認定及び要支援認定に関する基礎知識及び技能に関すること。 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎知識及び技能に関すること。 | 25問 |
| 保健医療福祉サービス分野 | 保健医療サービス分野に関する基礎知識及び技能に関すること。 | 20問 |
| | 福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること。 | 15問 |
| 合 計 | | 60問 |

(4) 試験時間

120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書 1 部に次に掲げる書類及び写真（申込み前 6 月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルのもの）並びに受験手数料 9,700 円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で公益社団法人福岡県介護支援専門員協会（郵便番号 812-0016 福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番 30 号。以下「介護支援専門員協会」という。）へ提出すること。

(ア) 実務経験証明書

(イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料 9,700 円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、

申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

(2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、令和 8 年 6 月 4 日（木曜日）から令和 8 年 7 月 3 日（金曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

4 合格者の発表

令和 8 年 11 月 24 日（火曜日）に受験者全員に対し、可否の通知を行う。

5 その他

試験を中止し、又は延期する場合は、福岡県及び介護支援専門員協会のホームページで公表する。

受験手続その他の問合せは、介護支援専門員協会（直通電話 092-431-4590）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、宛先及び郵便番号を明記して 320 円切手を貼った返信用封筒（角型 2 号程度で A 4 判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。

公告

大川東部土地改良区から役員住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 19 項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 6 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 役員の種類 | 氏 名 | 旧 住 所 | 新 住 所 |
|-------|-------|------------------|--------------------|
| 理事 | 宮原 勇樹 | 大川市大字中木室 1077 番地 | 大川市大字中木室 1077 番地 3 |

公告

大川東部土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 19 項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 6 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|--------------------|
| 宮原 勇樹 | 大川市大字中木室1077番地 3 |
| 柿添 久光 | 大川市大字下牟田口556番地 2 |
| 柿添 展宏 | 大川市大字下木佐木291番地 |
| 田中 範昭 | 大川市大字下牟田口404番地 1 |
| 田中 邦雄 | 大川市大字下牟田口1501番地 1 |
| 田中 秀隆 | 大川市大字下牟田口467番地 2 |
| 後藤 孝一 | 大川市大字下牟田口1356番地 1 |
| 枝光 剛 | 大川市大字下牟田口1478番地 1 |
| 西田 学 | 大川市大字下牟田口897番地 4 |
| 宮崎 秀喜 | 大川市大字下牟田口152番地 1 |
| 江崎 秀樹 | 大川市大字大橋66番地 |
| 眞崎 萬次 | 三潞郡大木町大字八町牟田1294番地 |

2 退任監事

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|-------------------|
| 柿添 博文 | 大川市大字下木佐木299番地 1 |
| 宮崎 達三 | 大川市大字下牟田口646番地 |
| 野口 廣信 | 大川市大字下牟田口1649番地 1 |
| 竜 清紀 | 大川市大字新田800番地 |

3 就任理事

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|------------------|
| 宮原 勇樹 | 大川市大字中木室1077番地 3 |
| 柿添 久光 | 大川市大字下牟田口556番地 2 |

| | |
|-------|------------------------------|
| 柿添 展宏 | 大川市大字下木佐木291番地 |
| 宮崎 達三 | 大川市大字下牟田口646番地 |
| 田中 洋一 | 大川市大字下牟田口623番地 1 |
| 宮崎 正博 | 大川市大字下牟田口638番地 2 |
| 野口 廣信 | 大川市大字下牟田口1649番地 1 |
| 枝光 剛 | 大川市大字下牟田口1478番地 1 |
| 石橋 武俊 | 大川市大字下牟田口906番地 |
| 南部 政文 | 大川市大字下牟田口63番地 1 |
| 坂井 博之 | 大川市大字大橋477番地 1 |
| 宮崎 博史 | 三潞郡大木町大字上牟田口1297・1298・1299番地 |

4 就任監事

| 氏 名 | 住 所 |
|-------|------------------|
| 柿添 博文 | 大川市大字下木佐木299番地 1 |
| 田中 文雄 | 大川市大字下牟田口543番地 |
| 枝光 義裕 | 大川市大字下牟田口1593番地 |
| 龍 博美 | 大川市大字新田808番地 2 |

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市若菜字梅ノ垣83番 1、83番 3、84番 1、84番 3 から84番 9 まで、89番 1、89番 4 から89番 14 まで、90番 1、90番 5 から90番 18 まで、91番 1、91番 2、91番 7 から91番 9 まで、92番 1 及び92番 3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川郡川崎町大字池尻877番地7

株式会社GASGASエネルギー 代表取締役 秋元 潤一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

うきは市吉井町生葉字塚本1096番3、1096番4、1096番6、1096番7及び1098番1から1098番10まで並びに新治字今待733番2、733番4から733番8まで、734番1、734番3から734番9まで、736番1及び736番4から736番8まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区多の津一丁目12番2号

株式会社トライアルカンパニー

代表取締役 石橋 亮太

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市福童字町290番1、290番4から290番12まで及び316番5から316番9まで並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀県三養基郡みやき町大字箕原1237番地93

株式会社CTW

代表取締役 田代 卓也

佐賀県三養基郡みやき町大字箕原2934番地6

マシマ開発株式会社

代表取締役 眞島 潤一

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市蔵持字中丁320番1及び321番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市前原西一丁目15番10号 ベルクレスト伊都1002

池田 純平、池田 朱華

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年6月2日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩津和崎字内畑130番1、130番2及び130番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市志摩津和崎318番地6

末崎 知則

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 2 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

鞍手郡鞍手町大字中山字後牟田1058番5、1058番6、1058番8、1058番9、1058番11、1058番12、1058番23から1058番25まで、1084番1から1084番3まで、1084番8から1084番10まで、1085番1、1085番4、1085番7、1085番8、1086番1、1086番2、1086番6、1086番7、1087番1、1087番4から1087番6まで、1089番2から1089番4まで、1090番、1091番1から1091番5まで、1092番1、1092番4から1092番6まで、1094番3から1094番7まで、1095番1、1095番9から1095番15まで、1096番1、1096番5から1096番11まで、1097番8、1097番10及び1097番11、字小橋2098番6、2098番7、2101番4、2101番8、2104番12、2104番14、2105番1、2105番8、2105番10、2105番12から2105番18まで、2106番1、2106番8、2106番11から2106番13まで、2107番1、2107番15、2108番7及び2108番8、字高ノ口2128番10から2128番14まで、2130番1、2130番2、2130番4、2130番10、2130番18から2130番22まで、2130番25、2130番34、2130番35、2130番37から2130番40まで、2130番42、2130番43、2130番45、2130番65、2130番68から2130番70まで、2130番72から2130番76まで、2130番78から2130番101まで、2134番13から2134番15まで、2135番1、2135番2、2135番6、2135番7、2136番1から2136番12まで、2137番1、2137番3から2137番5まで、2137番8、2138番1から2138番4まで、2139番3から2139番5まで、2140番1から2140番4まで、2142番3から2142番5まで、2143番2、2143番3、2143番10から2143番16まで、2145番4、2145番5、2146番3、2147番1、2148番1、2148番3、2149番1から2149番3まで、2151番3、2151番4、2153番、2154番2及び2154番3並びに字明道2130番29

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県鴻巣市栄町2番12号

鞍手開発合同会社

代表社員 株式会社ESホールディングス 職務執行者 仁井 秀男

公安委員会

福岡県公安委員会告示第132号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 6 月 2 日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和 8 年 7 月 20 日（月） 午前10時00分から午後 5 時30分までの間

(2) 講習会の場所

福岡県久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

| 時 間 | 科 目 |
|---------------------|--|
| 午前10時00分～午後 3 時30分 | 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い |
| 午後 3 時30分～午後 4 時30分 | 講習結果に対する考査 |
| 午後 4 時30分～午後 5 時30分 | 考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付) |

3 注意事項

- 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第133号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和8年6月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

| 日 時 | 場 所 | 開催警察署 |
|---------------------------------|-------------------------------|--------|
| 令和8年7月8日（水） 午後1時30分～午後4時30分 | 福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室 | 中央警察署 |
| 令和8年7月22日（水） 午後1時30分～午後4時30分 | 筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室 | 筑紫野警察署 |
| 令和8年7月29日（水） 午後1時30分～午後4時30分 | 柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室 | 柳川警察署 |

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチ

- メートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第134号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和8年6月2日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|--------------------------------|-----------------------------------|--------|--------|
| 令和8年8月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場 | トラップ射撃 | 18名 |

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

| 日 時 | 場 所 | 射撃方法 | 受講可能人員 |
|--------------------------------|-----------------------------------|---------------|--------|
| 令和8年8月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分 | 筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場 | 大口徑 ライフル射撃 | 15名 |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料14,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第135号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和8年6月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和8年7月12日（日） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

| 時 間 | 科 目 |
|------------------|------------------------------------|
| 午前10時00分～午後3時30分 | クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い |
| 午後3時30分～午後4時30分 | 講習結果に対する考査 |
| 午後4時30分～午後5時00分 | 考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付) |

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第136号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第24条第2項の規定により告示する。

令和8年6月2日

福岡県公安委員会

- 1 講習会の日時、場所
 - (1) 講習会の日時
令和 8 年 7 月 5 日（日）午前 9 時 00 分から午後 0 時 00 分までの間
 - (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県警察本部 4 階 生活安全部会議室
 - (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者
- 2 講習の科目
 - (1) クロスボウの所持に関する法令
 - (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
 - (3) 教養効果測定
- 3 注意事項
 - (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
 - (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
 - (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 3,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
 - (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
 - (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
 - (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第138号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律に基づく処分基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和 8 年 6 月 2 日

福岡県公安委員会

- 1 意見募集期間
令和 8 年 5 月 25 日から同年 6 月 23 日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第139号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 99 条の 2 第 4 項第 1 号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 2 条の規定により、次のように公示する。

令和 8 年 6 月 2 日

福岡県公安委員会

- 1 審査の種類
技能検定員審査
- 2 審査に係る運転免許の種類
法第 84 条第 3 項及び第 4 項に規定する運転免許の種類とする。
ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。
- 3 審査の方法
規則第 4 条第 1 項又は同条第 2 項に規定する審査方法によって実施する。
- 4 審査の実施年月日時、場所等

| 日 | 時 | 項目 | 場 | 所 | 審査種別 |
|---|---|----|---|---|------|
| | | | | | |

| | | | |
|---|----|--|----------------------|
| 令和 8 年 7 月 6 日 (月曜日) 午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで | 知識 | 福岡市中央区天神 4 丁目 4 番 27 号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会 | |
| 令和 8 年 7 月 7 日 (火曜日) 午前 9 時 00 分から午後 3 時 00 分まで | | | |
| 令和 8 年 7 月 13 日 (月曜日) 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで | 技能 | 福岡市西区姪の浜 1 丁目 1 - 67 姪浜ドライビングスクール | 大型二輪及び普通二輪免許 |
| 令和 8 年 7 月 14 日 (火曜日) 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで | | 北九州市小倉北区西港町 15 - 5 西港自動車学校 | 大型、中型、準中型、大型特殊及び牽引免許 |
| 令和 8 年 7 月 15 日 (水曜日) 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで | | 大野城市山田 3 丁目 12 - 1 西鉄自動車学校 | 普通及び普通二種免許 |

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

○ 審査申請書 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真を貼付したもの)

○ 審査自動車を運転することができる運転免許証 (仮運転免許証を除く。) 両面の写し

なお、免許情報記録個人番号カードによる場合は、これを提示すること。

○ 次の表に掲げる審査手数料 (福岡県領収証紙によること。)

| 審査に係る運転免許の種類 | 審査手数料 |
|----------------------------|---------|
| 大型免許、中型免許及び準中型免許 | 23,750円 |
| 普通免許 | 19,800円 |
| 大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許 | 14,450円 |
| 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許 | 22,200円 |

○ 規則第 17 条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、110 円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和 8 年 6 月 22 日 (月曜日) まで (福岡県の休日を定める条例 (平成元年福岡県条例第 23 号) に規定する県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和 8 年 6 月 22 日 (月曜日) までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、運転免許証 (仮運転免許証を除く。) 又は免許情報記録個人番号カードを携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第 99 条の 2 第 4 項第 2 号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連 絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811 - 1392

所 在 地 福岡市南区花畑 4 丁目 7 番 1 号

電話番号 092 - 566 - 2892

再 掲

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき指定した不在者投票を行うことができる次の施設の指定を取消した。

令和8年5月21日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

| 施 設 名 | 所 在 地 | 取 消 年 月 日 |
|--------------|----------------|-----------|
| 特別養護老人ホーム方信園 | 田川郡福智町伊方2611-1 | 令和8年5月21日 |